

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

## 1. 競争入札に付する事項

### (1) 委託業務題目

政府の科学技術基本政策文書と科学技術白書等に基づくデータ・情報基盤の構築

### (2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

### (3) 委託業務実施期間

契約締結日から令和4年3月18日

### (4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

### (5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和3年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

## 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

科学技術・学術政策研究所総務課経理係 木曾

電話 03-3581-2392 内線 7429

E-Mail : keiyaku[at]nistep.go.jp（メール送信の際は、[at]を@に変換）

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3.（1）の交付場所又は電子メールにて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和3年4月27日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室  
\*Web 会議方式（利用予定システム：CISCO Webex Meetings）も利用。

参加希望者は、令和3年4月26日正午までに(1)の問合せ先まで電話連絡の上、  
(1)のメールアドレスに、いずれの方式で参加するか、参加予定者氏名、電話番号、  
会議情報送付先メールアドレスを記載し送付のこと。

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

令和3年5月21日 12時00分

(5) 技術審査の日時及び場所

令和3年5月28日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室  
\*Web 会議方式も利用。（詳細は、入札説明書をご確認ください。）

(6) 開札の日時及び場所

令和3年6月10日 14時00分 科学技術・学術政策研究所小会議室

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封をした入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

令和3年4月20日

支出負担行為担当官  
科学技術・学術政策研究所長  
菱 山 豊

# 仕 様 書

## 1. 委託業務題目

政府の科学技術基本政策文書と科学技術白書等に基づくデータ・情報基盤の構築

## 2. 目的

科学技術・学術政策研究所（以下、「当研究所」という。）では、文部科学省「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』」推進事業の一環として、政府の科学技術政策の実施状況の把握や評価の基礎となるデータ・情報基盤を充実させるために、政府の科学技術政策に関するデータ・情報基盤の構築を推進している。

本委託業務は、これまで継続的に構築してきた政府の科学技術政策に関するデータ・情報基盤をさらに発展させ、政策の内容を記した科学技術基本政策文書と、実施した内容を示す科学技術白書等に基づいてデータ・情報基盤を構築し、公開することを目的とする。

## 3. 委託業務の内容

受託者は、上記目的を達成するため、以下の（１）～（４）の業務を実施し、成果物を当研究所に提出する。受託者は、業務の実施にあたって、当研究所担当職員と定期的に打ち合わせを行い、業務の進捗報告等を行う。

また、受託者は業務内容について不明な点が生じた場合や、データ処理手法や調査内容等についての判断が必要な場合には、当研究所担当職員の指示を仰ぐ。

### （１）白書検索のデータの追加と機能の拡張

#### ア．検索範囲を拡大した科学技術白書検索の公開

科学技術白書検索（以下、「白書検索」という。）は、昭和 33 年版から令和元年版までについて、以下の通り公開している。

<https://www.nistep.go.jp/research-scisip-whitepaper-search>

これに 2021（令和 3）年に公開される令和 3 年版白書のデータを追加し、白書の検索範囲が昭和 33 年版から令和 3 年版までとしたデータを「新規の白書データ」とする。この「新規の白書データ」を白書検索のシステムに実装し動作することを確認した後、公開すること。なお、受託者は、本業務の実施に当たって、検索データの範囲が、昭和 33 年版から令和 2 年版までの「白書検索」システムの無償貸与を受けることができる。

#### イ．白書に記載された事業の抽出

「新規の白書データ」の図表の中には機械可読状態にない画像データがあるが、それらについて、最新の令和 3 年版とともに、できる限り過去の年版に遡って機械可読状態にすること。

機械可読となった図表とすべてのテキストデータをもとに、科学技術に関して政府が実施した事業を抽出しリストを作成すること。この白書から抽出された事業を以下、「白書事業」という。

この「白書事業」のリストには、以下の項目を含むものとする。すなわち、事業名、出現した白書の年版、編、章、節、それ以下の下部構造、説明している白書の文章の抜粋版、該当する白書の記載場所へのリンク、および、該当する事業に関する公開されたテキスト情報、の項目を含むこと。

なお、「新規の白書データ」において処理する画像データの年版の範囲、該当する事業の範囲、当該事業に関する公開されたテキスト情報の範囲等の詳細については当研究所担当職員の指示を仰ぐこと。

## (2) 科学技術基本政策文書検索システムの拡張

昨年度、科学技術政策に関連する文書（以下、「政策文書」という。）の検索システムとして、科学技術基本政策文書検索システム（プロトタイプ。以下、「文書検索」という。）を構築した。本委託では、以下に述べる通り、この「文書検索」の収録対象と機能を拡張し、インターネットで公開する。

「文書検索」に、収録されている 24 件の文書を、以下の通り、答申、基本法、基本計画、戦略の 4 種類に分類し、種類の意味と、具体的な文書を以下に示す。種類を明示する場合には以下の通り、【】形式の括弧を用いる。昨年度作成した 24 件の「政策文書」を、「既存の政策文書」という。

### 【答申】

科学技術基本計画の前身と位置付けられる科学技術会議の答申

- ・答申（1号、5号、6号、11号、12号、18号）：6件

### 【基本法】

科学技術基本法とその改正法及び関連法

- ・科学技術基本法（1995年11月15日公布時の内容）：1件
- ・科学技術・イノベーション基本法（2020年6月24日公布時の内容）：1件
- ・研究開発力強化法（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律、2018年5月30日公布時の内容）：1件
- ・イノベーション活性化法（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律、2018年12月14日公布時の内容）及び令和2年改正イノベーション活性化法（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律、2020年6月24日公布時の内容）：2件

### 【基本計画】

科学技術基本計画

- ・科学技術基本計画（第1期～第5期）：5件

### 【戦略】

科学技術イノベーション総合戦略等の戦略

- ・科学技術イノベーション総合戦略（2013年～17年）：5件
- ・統合イノベーション戦略（2018年～20年）：3件

ア. 新たに公開された「政策文書」の追加

2021年3月26日に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」を含む、2021年12月31日までに新たに公開された「政策文書」があれば、「既存の政策文書」に追加すること。「政策文書」の範囲については、当研究所担当職員の指示を仰ぐこと。

イ. 新たな種類として【白書事業】を追加

「政策文書」の新たな種類として【白書事業】を追加し、「政策文書」の種類を、【答申】、【基本法】、【基本計画】、【戦略】、【白書事業】の5種類とすること。ア. で追加した「政策文書」に【白書事業】を追加したものを、以下、「新規の政策文書」という。

ウ. 「文書検索」における分析範囲の追加

昨年度構築した「文書検索」では、すでに公開している「科学技術白書検索」における「キーワード出現回数分析」、「キーワードマップ」、「関連文書時系列分析」と同様の分析が可能である。それらの機能については、先述の（1）ア. に記載したウェブページを参照。

これに、「新規の政策文書」を収録範囲とする「文書検索」を構築すること。「キーワード出現回数分析」、「キーワードマップ」については、ア. 及びイ. で拡張した分を含め、全ての範囲で分析を可能とすること。「関連文書時系列分析」については、【基本計画】、【戦略】の2種類について、分析が可能であるが、これに【白書事業】の種類を加え、3種類について、新たな範囲で分析を可能とすること。

（3）デルファイ調査検索における性能評価のためのデータの作成

デルファイ調査検索は、以下の通り、公開している。

<https://www.nistep.go.jp/research/scisip/delphisearch>

デルファイ調査検索における類似度検索では、2013年9月に初めて公開した第9調査回までを収録したものと、2017年3月に更新した第10調査回までを収録したものについては、いずれも、潜在意味解析（LSA：Latent Semantic Analysis）の手法を用いて類似度を計算して、類似度検索として公開した。一方、2019年11月に更新した第11調査回までを収録したものについては、分散表現の手法で類似度を計算し、あいまい検索として公開した。この潜在意味解析を用いる手法と、分散表現を用いる手法の違いによって、どのように類似性の高い課題が抽出できるか検討するために、分散表現を用いる手法に関して必要なデータを作成すること。

なお、潜在意味解析とは、語句と文書の共起行列（共に起こったセルを1、他は0）を特異値分解で潜在的な意味の構造を抽出する手法である。分散表現とは、単語を多次元のベクトルで表現し、単語の類似度を計算する手法であり、デルファイ調査の全課題の他に、政府や公的機関等がインターネットで公開している各種の研究概要やプレスリリースなどのテキストデータを利用している。そのため、科学技術白書に出現しないキーワードについても、分散表現を用いたあいまい検索の方が意味の似通っている文書を発見できる可能性があると考えられている。

#### （4）報告書の取りまとめ

上記（1）～（3）で作成した検索システムについて、報告書として取りまとめること。

#### 4. 委託業務実施期間

契約日から令和4年3月18日（金）

#### 5. 成果物

委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において〔電子媒体及び紙媒体〕としたものは電子媒体及び紙媒体（各1部）を提出すること。

成果物は「3. 委託業務の内容」に基づき以下のものを含む。

##### （1）白書検索のデータの追加と機能の拡張

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラム [電子媒体]
- ・本委託業務で作成したシステム／プログラムのスペックシート [電子媒体及び紙媒体]

##### （2）科学技術基本政策文書検索

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラム [電子媒体]
- ・本委託業務で作成したシステム／プログラムのスペックシート [電子媒体及び紙媒体]

##### （3）デルファイ調査検索等の確認

- ・本委託業務で作成したシステム／プログラム [電子媒体]
- ・作業内容報告書 [電子媒体及び紙媒体]

##### （4）本委託業務全体についての成果報告書

[電子媒体及び紙媒体]

## 6. 応札者に求める要求要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別に示す総合評価基準に基づくものとする。

### (2) 要求要件の詳細

総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

## 7. 無償貸付を行う物品

受託者は、受託業務遂行以外には使用しないことを条件に以下の貸与を受けることができる。

- (1) 昨年度作成した「科学技術白書検索」システム
- (2) 昨年度作成した「科学技術基本政策文書検索」システム
- (3) デルファイ調査検索等の確認に必要なデータ

## 8. 守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

## 9. その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、当研究所と適宜協議を行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

# 総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「政府の科学技術基本政策文書と科学技術白書に基づくデータ・情報基盤の構築」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

## 1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

## 2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

## 3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

## 4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

## 「【政府の科学技術基本政策文書と科学技術白書に基づくデータ・情報基盤の構築】」

評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	評価基準	
		基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	/
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	/
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	10
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	3
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	/
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	/	3
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	/
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制	/	3
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	/	3
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	/
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	/	5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	5
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	/	5
	合 計	50	50

注 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「【政府の科学技術基本政策文書と科学技術白書に基づくデータ・情報基盤の構築】」加付付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	3	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	3	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点をを行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるほし認定企業・プラチナえるほし認定企業）等			
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・認定段階3		3	
・プラチナえるほし認定		5	
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・プラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定			
・ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			